

監事監査報告書

令和 7 年 5 月 27 日

学校法人和光学園

理 事 会 御中

評議員会 御中

学校法人和光学園

監事 金子 広志 

監事 関 直彦 

私たち監事は、私立学校法（令和 5 年 5 月 8 日施行）第 37 条第 3 項及び学校法人和光学園寄附行為（令和 4 年 8 月 24 日施行）第 15 条の規定に基づき、学校法人和光学園（以下、「本法人」という。）の令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）の本法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について監査した。

私たちは監査に当たり、理事会、評議員会及びその他重要会議に出席し、理事及び教職員等から報告を受け、必要に応じて意見を述べたほか、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続きを実施した。

監査の結果、本法人の業務に関する決定及び執行並びに理事の職務の執行は適切であり、計算書類、すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、本法人の業務若しくは財産又は理事の職務執行に関する不正行為、又は、法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以 上